

第8号様式（第3条関係）

公文書不存在による不開示決定通知書

教義第10251号  
平成24年7月5日

■■■■■■■■■■ 殿

沖縄県教育委員会  
教育長 大城



平成24年6月22日付けで請求のあった公文書の開示については、公文書を保有していないため、沖縄県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書を開示しないことを決定したので、通知します。

1 公文書の表示 〔開示請求者が 請求した内容〕	沖縄県が保有している文書の中で ・「心因性の不登校」の「心因性」の定義（法的・学術的等）が記載されている文書 ・「心因性の不登校」とは具体的に何を指すのかがわかる文書、資料
2 開示請求に係る公文書を保有していない理由	上記事項に関する文書について、作成していないため。
3 事務担当課（室・所）	教育庁義務教育課 〔電話番号（098）866-2741 内線4171〕
4 備考	

（教示）

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、沖縄県教育委員会に対して異議申立てをすることができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。